

令和8年度 第10期 栗東100歳大学運営業務実施要項

(目的)

第1条 これからの高齢社会に向けて、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし、高齢者自身が現状を理解して、主体的に、健康づくりや介護予防、生きがいつくり等を学び、自分の経験・知識・能力を活かして地域とつながり、卒業後も社会参加活動（就労、ボランティア活動、学び、趣味活動）を継続実践するシニアを育成する。

(実施主体)

第2条 実施主体は、栗東市とする。

2 市長は、業務の適切な運営ができると認める場合は、業務の一部を団体に委託できるものとする。

(実施場所)

第3条 実施場所は、栗東市内とする。

(対象者)

第4条 市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当該年度に65歳以上であるもの
- (2) 前号に掲げる者のほか、事業の利用が必要であると市長が特に認める者

(基礎講座等)

第5条 基礎講座は、総論、健康づくり、生きがいつくり、福祉の実情、地域の実情、幸せづくりの6つで構成する。基礎講座終了後の選択コースは、健康づくりコース、ボランティア活動コース、趣味活動コース、SNSの使い方コースの4つで構成する。また、基礎講座終了後、放課後活動（レクリエーション）に参加。

(実施回数)

第6条 第9期の基礎講座回数は全25回とする。午前中の講座終了後、受講者同士の交流を深めるため放課後活動（レクリエーション等）を午後に4回設定。選択コースは、いきいき百歳体操や自彊術、ボランティア活動やサークル等、地域の活動への参加を予定。地域活動体験の調整、引率は市が行う。

(実施時間)

第7条 1回当たりの講座時間は105分とする。

(参加料)

第8条 市長は、参加料として前期と後期にそれぞれ2,500円徴収するものとする。ただし、市が規程回数を開催できなかった場合は、開催できなかった回数に200円を乗じた金額を差し引いた金額を徴収するものとする。

(卒業式)

第9条 講座の全課程を終了した後に、卒業式を開催するものとする。

2 卒業の要件は、講座の後半まで参加しているものとし、出席率は問わない。

(精勤賞)

第10条 全課程の8割以上出席されたものに対し、卒業時に精勤賞を授与するものとする。

(受講の拒否)

第11条 市長は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業への参加を拒否することができる。

(1) 感染症にかかり、他者に感染させるおそれがあると認められるとき。

(2) 他の受講者の受講等を妨げるとき。

(3) 参加料を納付しないとき。

(4) その他市長が事業を利用することが適当でないとき。

(リカレント教育)

第12条 卒業生が、卒業後の学びなおす機会として各期当たり5講座まで受講できるものとする。ただし、会場の広さに応じてその定員を設けるものとする。

(全体同窓会)

第13条 卒業期を越えた交流を通して卒業生同士の繋がりを深め、卒業期関係なく自主的な社会貢献活動を行うハードルが下がること、また、社会貢献活動が広がることを目的に1回開催する。

(効果的な運営)

第14条 より効果的な運営となることを目的に、栗東100歳大学アドバイザー会議を行い、外部から助言を得るものとする。